2　競争参加資格

⑴　次に掲げる条件を満たしているものにより構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成24年８月６日付け関東地方整備局長）に示すところにより関東地方整備局長（以下「局長」という。）から鋼橋上部工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者、又は下記の①から⑧までに掲げる条件を満たしている単体有資格業者であること。

①　第１号２⑴に同じ。

②　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

③　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

④　平成９年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

㋐　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

㋑　橋梁形式が下記を除く鋼橋であること。

ア）３径間以下の鈑桁橋

イ）３径間以下の箱桁橋

ただし、連続桁の鋼床版鈑桁橋並びに連続桁の鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。

㋒　最大支間長が45m以上であること。

㋓　床版支間5.0m以上の鋼コンクリート合成床版の施工が含まれている工事であること。

ただし、上記㋐～㋒は同一工事とし、㋓は別工事でもよい。なお、㋓を別工事とする場合は㋐を満たすこと。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記の施工実績を有し、他の構成員は、上記㋐、㋑の施工実績を有すること。ただし、上記㋐、㋑は同一工事であること。

特定建設工事共同企業体にあっては、代表者が上記の施工実績を有し、他の構成員は上記㋐、㋑の施工実績を有すること。ただし、上記㋐、㋑は同一工事であること。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑤～⑧　第１号２⑹、⑻、⑼、⑾に同じ。

⑵　当該工事の現地での設置期間について、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、現地での架設期間は平成25年４月から平成26年３月を予定する。

①　第１号２⑺①に同じ。

②　１人の者が、平成９年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑴④に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ただし、経常建設共同企業体又は特定建設工事共同企業体にあっては、１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

複数の技術者を同時に申請する場合は、申請する全ての者が上記の施工経験を有していること。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。

③　第１号２⑺③に同じ。

⑶　第１号２⑽に同じ。

3　総合評価に関する事項

⑴　落札方式

①～②　第１号３⑴①～②に同じ。

⑵　総合評価の方法

①　第１号３⑵①に同じ。

②　第１号３⑵②に同じ。

㋐　技術提案の項目として「河川横断部の出来形管理に係わる具体的な工夫」

㋑～㋒　第１号３⑵②㋑～㋒に同じ

③～④　第１号３⑵③～④に同じ。

⑤　②㋐の「河川横断部の出来形管理に係わる具体的な工夫」の技術提案については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、それぞれ、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（３点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。

②㋑の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、施工計画の内容に応じて、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（０点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。

⑶　第１号３⑶に同じ。

⑷　⑵②㋐「河川横断部の出来形管理に係わる具体的な工夫」については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に５点減ずる。

⑸　第１号３⑸に同じ。

4　入札手続等

⑴～⑸　第１号４⑴～⑸に同じ。

⑹　第１号４⑹に同じ。

①～②　第１号４⑹①～②に同じ。

③　郵送等による入札の受領期限は、平成24年11月６日12時00分　送付先は、関東地方整備局総務部契約課契約第一係。

開札は、平成24年11月９日11時30分　関東地方整備局総務部契約課にて行う。

5　その他

⑴～⑱　第１号５⑴～⑱に同じ。

6　Summary

⑴, ⑵, ⑷, ⑸, ⑹　The same with notice above (no.1)

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the superstructure of Kenou Expressway Tenjinjima area viaduct.

○第３号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　国道16号町田立体高架橋工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　東京都町田市鶴間地先

⑷　工事内容　鋼５径間連続鋼床版箱桁橋　橋長：398.2m　支間長：（69.6＋91.0＋93.0＋80.0＋62.6）幅員：9.0～20.5m　工場製作　約4,530ｔ　工場塗装　約70,700㎡　輸送工　約4,800ｔ、架設工　１式（クレーン架設、横取り架設、送出し架設）支承工　１式　現場塗装工　約5,200㎡　橋梁付属物工　１式

下部工（ラーメン式鋼製橋脚　２基）工場製作　約530ｔ　工場塗装　約3,900㎡　輸送工　約580ｔ　橋脚架設工　１式　橋梁付属物工　１式

⑸　工期　契約締結の翌日から平成27年１月15日まで。

⑹　使用する主要な資機材　鋼材　約4,500ｔ

⑺　本工事は、入札時にＶＥ提案として「送り出し架設に係わる具体的な施工計画」を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ（総合評価落札方式）の試行工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑻～⑿　第２号１⑻～⑿に同じ。